

「流域治水」の実効性を高める 「流域治水関連法」の改正概要等について

～特定都市河川指定について～

令和4年10月5日
国土交通省 東北地方整備局

本日の内容

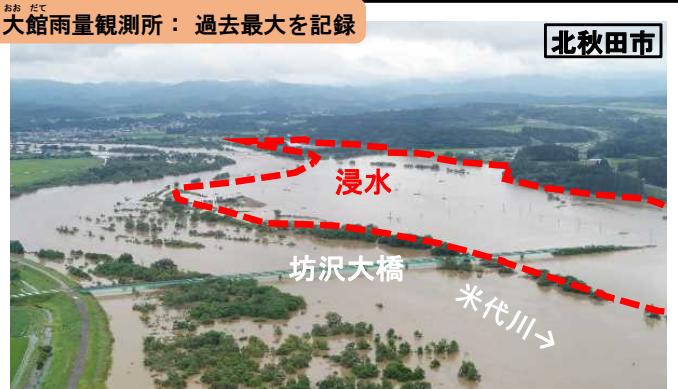
- ・ 東北各地で頻発化・激甚化する水災害
- ・ 法改正の背景
- ・ 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律
- ・ 特定都市河川の指定状況
- ・ 東北地整管内における検討状況
- ・ 特定都市河川流域に係る予算・税制
- ・ 東北地方整備局支援チーム

東北各地で頻発化・激甚化する水災害

○東北は西日本と比べ、降雨は少ない傾向

○しかし、近年、毎年のように過去最大の降雨を記録し、大規模な洪水が発生

岩木川（青森県）H25.8洪水、R4.8洪水



R4.8豪雨 米代川（秋田県）

雄物川（秋田県）
H29.7洪水、H29.8洪水、H30.5洪水

白鷗雨量観測所：過去最大を記録
最上川水系 最上川 左岸 165cm
R2.7洪水でも同地区で氾濫被害が発生



R4.8豪雨 最上川（山形県）
他、H25.8洪水、H26.8洪水、R2.7洪水

下風呂雨量観測所：過去最大を記録

むつ市



R3.8温帯低気圧による豪雨
[下北・上北地域（青森県）]

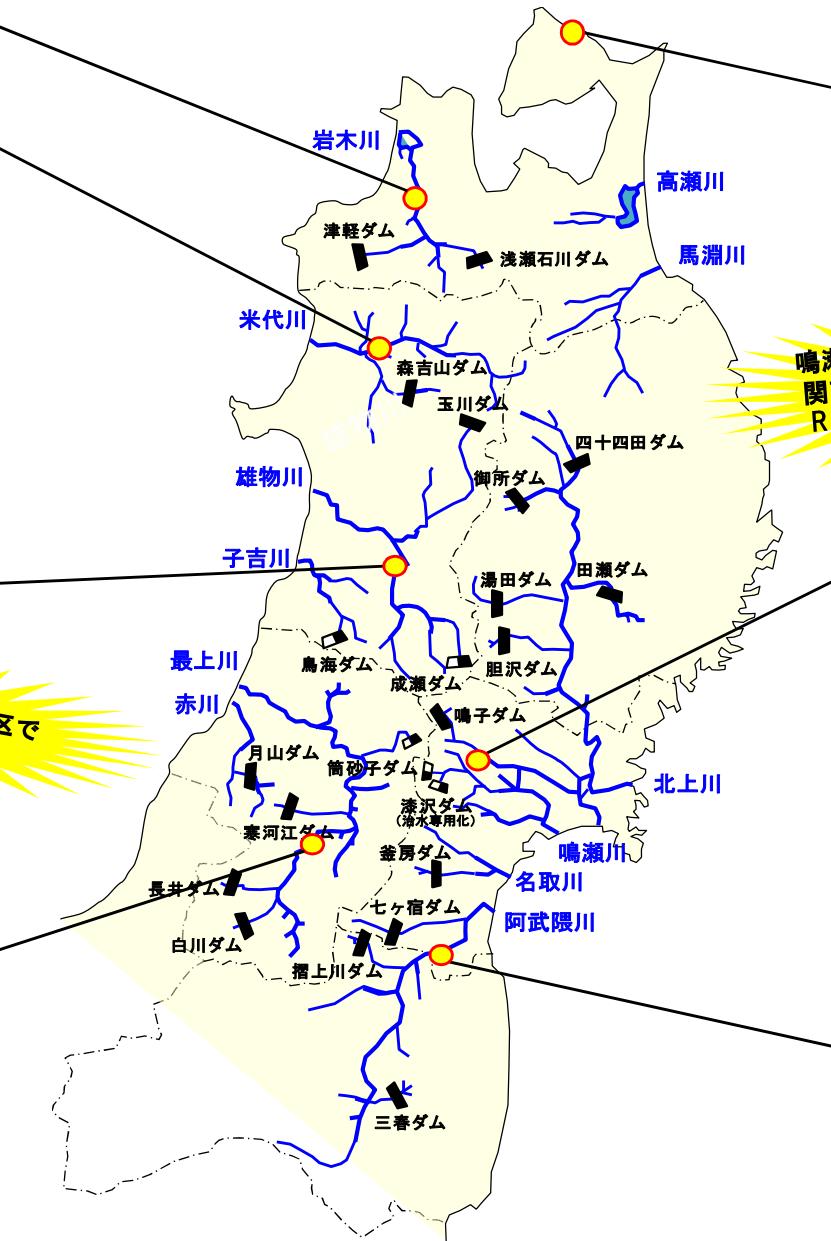
鳴瀬川水系吉田川ではH27.9
関東・東北豪雨でも氾濫、
R1.10東日本台風では決壊

古川雨量観測所：過去最大を記録

大崎市



R4.7 前線による大雨
[鳴瀬川水系名蓋川 堤防決壊（宮城県）]



R1.10令和元年東日本台風
[丸森町市街地 泛濫状況（宮城県）]

水災害の激甚化(近年、1時間最大雨量の既往最大を更新した観測所がある市町村)

- ・東北の市町村のうち、雨量観測所が設置されているのは164。
- ・過去10年間(H25～R4年8月)で、1時間降水量の記録を更新した市町村は116。
- ・このうち、過去10年で2回以上記録更新した市町村は58。

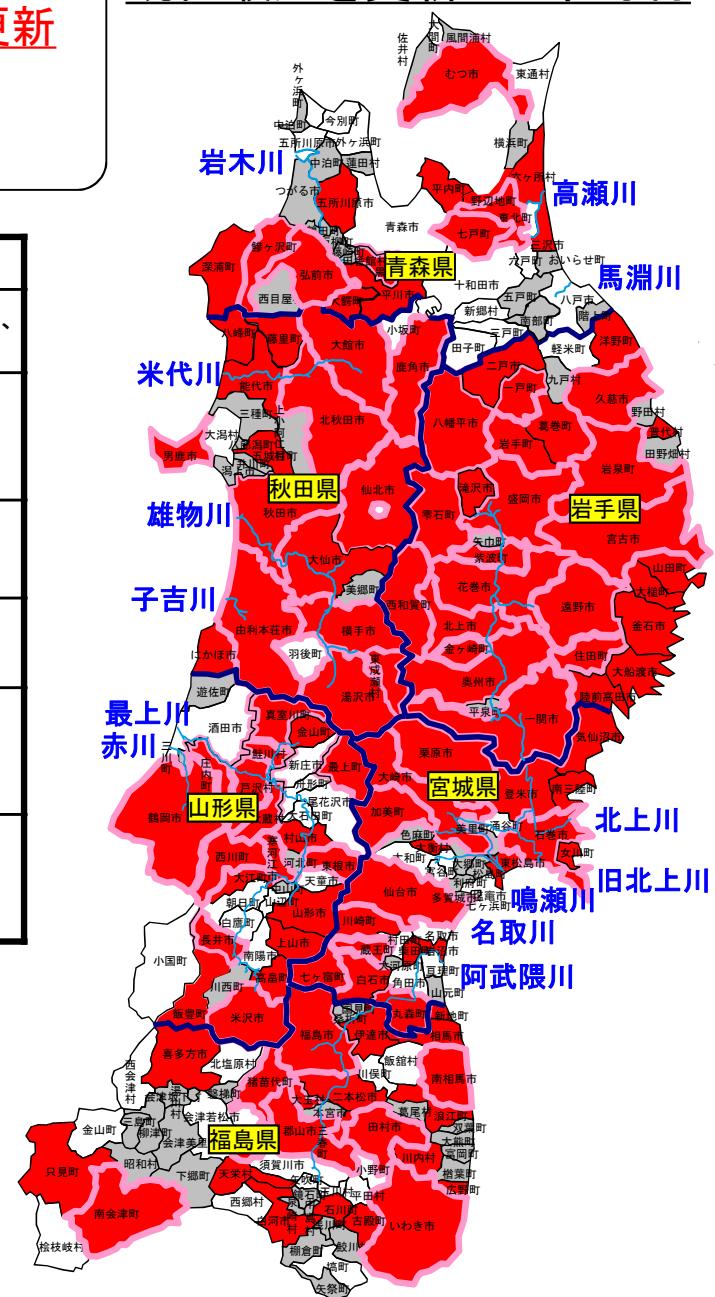
県名	1時間最大雨量の既往最大を更新した観測所がある市町村
青森県	五所川原市、野辺地町、鰭ヶ沢町、弘前市、黒石市、むつ市、平川市、東北町、三沢市、平内町、七戸町、六ヶ所村、深浦町、大鰐町
岩手県	盛岡市、花巻市、二戸市、八幡平市、雫石町、紫波町、宮古市、大槌町、遠野市、釜石市、北上市、住田町、陸前高田市、一関市、西和賀町、洋野町、岩手町、岩泉町、滝沢市、一戸町、葛巻町、久慈市、大船渡市、山田町、普代村、奥州市、金ケ崎町
宮城県	栗原市、石巻市、東松島市、女川町、仙台市、岩沼市、川崎町、柴田町、七ヶ宿町、蔵王町、丸森町、気仙沼市、大衡村、加美町、白石市、南三陸町、登米市、大崎市
秋田県	北秋田市、鹿角市、大館市、仙北市、秋田市、湯沢市、由利本荘市、にかほ市、男鹿市、横手市、大仙市、東成瀬村、五城目町、八峰町、藤里町、能代市
山形県	鶴岡市、真室川町、庄内町、西川町、長井市、東根市、上山市、村山市、最上町、戸沢村、大蔵村、山形市、米沢市、寒河江市、鮎川村、大江町、高畠町、金山町、飯豊町
福島県	伊達市、南相馬市、田村市、猪苗代町、郡山市、いわき市、石川町、古殿町、広野町、新地町、福島市、大玉村、川内村、南会津町、只見町、三春町、浪江町、白河市、天栄村、相馬市、二本松市、喜多方市

黒字 : H25～R4年8月、1時間最大雨量の既往最大を更新した観測所がある市町村

□ : H25～R4年8月で2回以上、1時間最大雨量の既往最大を更新した観測所がある市町村

※気象庁雨量観測所(HP:気象統計情報)及び国交省雨量観測所(水文・水質データベース)のデータを基に集計・整理。

H25年～R4年8月迄に1時間最大雨量の既往最大を更新した市町村



【凡例】

H25～R4年8月、1時間最大雨量の既往最大を更新した観測所がある市町村

H25～R4年8月で2回以上、1時間最大雨量の既往最大を更新した観測所がある市町村

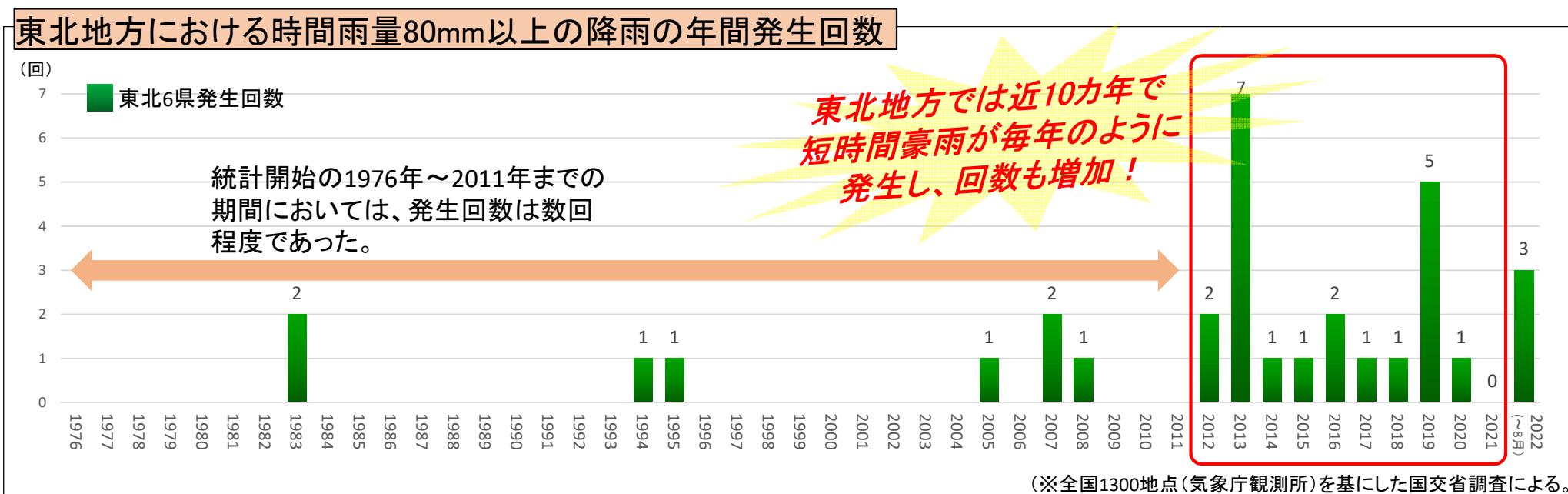
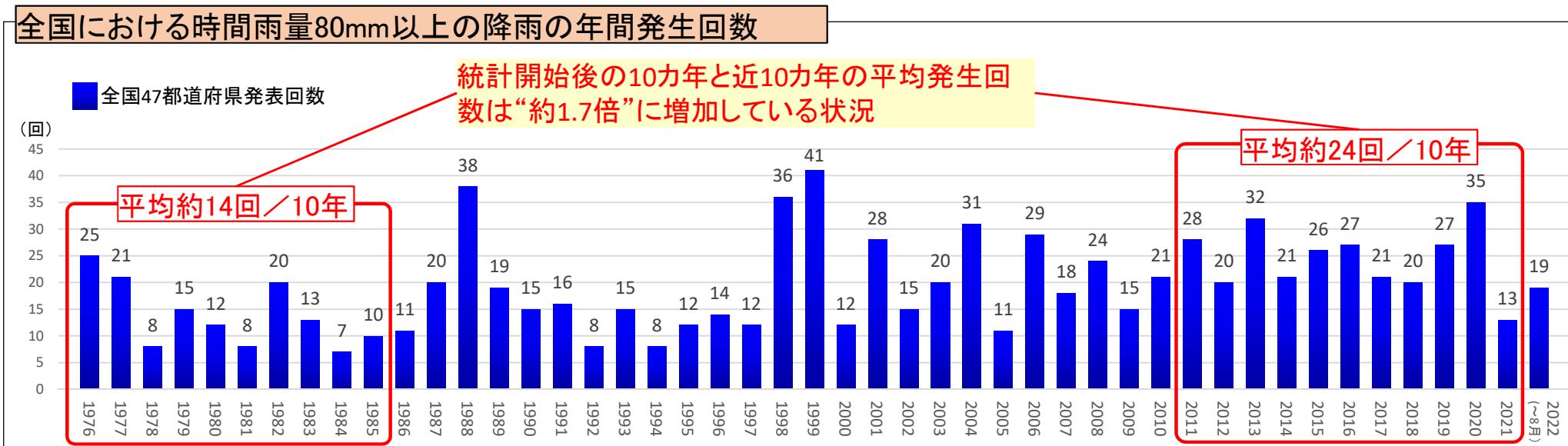
雨量観測所無し

都道府県境

気候変動の影響による短時間豪雨の発生状況

○過去46年間(S51～R3)における短時間豪雨(80mm/h以上)の発生状況(全国・東北)

(※全国1300地点(気象庁観測所)を基に集計、1976年統計開始(気象庁HPより))



法改正の背景・必要性

気候変動の影響

速やかに対応

- 既に激甚化している水災害に対応するため、国・都道府県・市町村が早急に実施すべきハード・ソフト一体となった対策の全体像を明らかにする**「流域治水プロジェクト」を速やかに実施**
(令和2年度内に全1級109水系で策定済)
〔国管理河川で**戦後最大規模洪水**に、都市機能集積地区等で**既往最大降雨**による内水被害に対応〕

将来の気候変動(降雨量の増大等)を見込んだ治水計画の見直し

将来の気候変動を見込んだ更なる対応

- 現行計画よりも増大する降雨等（外力）に対応するため、河川対策の充実をはじめ、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰した、関係者による**流域治水を更に拡充**

法的枠組「流域治水関連法」の整備が必要



特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)

＜予算関連法律＞

【公布:R3.5.10 / 施行: R3.7.15又はR3.11.1】

背景・必要性

○近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化

○気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算（20世紀末比）

降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「流域治水関連法」を整備する必要

法律の概要

1. 流域治水の計画・体制の強化 【特定都市河川法】

◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

- 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、自然的条件により困難な河川を対象に追加（全国の河川に拡大）

◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

- 国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、官民による雨水貯留浸透対策の強化、浸水エリアの土地利用等を協議
- 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施

2. 気温をできるだけ防ぐための対策

【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

◆ 河川・下水道における対策の強化 ◎ 堤防整備等のハード対策を更に推進（予算）

- 利水ダム等の事前放流に係る協議会（河川管理者、電力会社等の利水者等が参画）制度の創設
- 下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速
- 下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止

◆ 流域における雨水貯留対策の強化

- 貯留機能保全区域を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
- 都市部の緑地を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
- 認定制度、補助、税制特例により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援（※予算関連・税制）

3. 被害対象を減少させるための対策

【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

◆ 水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫

- 浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認（許可制）
- 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充等により、危険エリアからの移転を促進（※予算関連）
- 災害時の避難先となる拠点の整備や地区単位の浸水対策により、市街地の安全性を強化（※予算関連）

4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

【水防法、土砂災害防止法、河川法】

- 洪水等に対応したハザードマップの作成を中小河川等まで拡大し、リスク情報空白域を解消
- 要配慮者利用施設に係る避難計画・訓練に対する市町村の助言・勧告によって、避難の実効性確保
- 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した土砂の撤去、準用河川を追加



流域治水のイメージ

1. 流域治水の計画・体制の強化 【特定都市河川法】

(1) 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

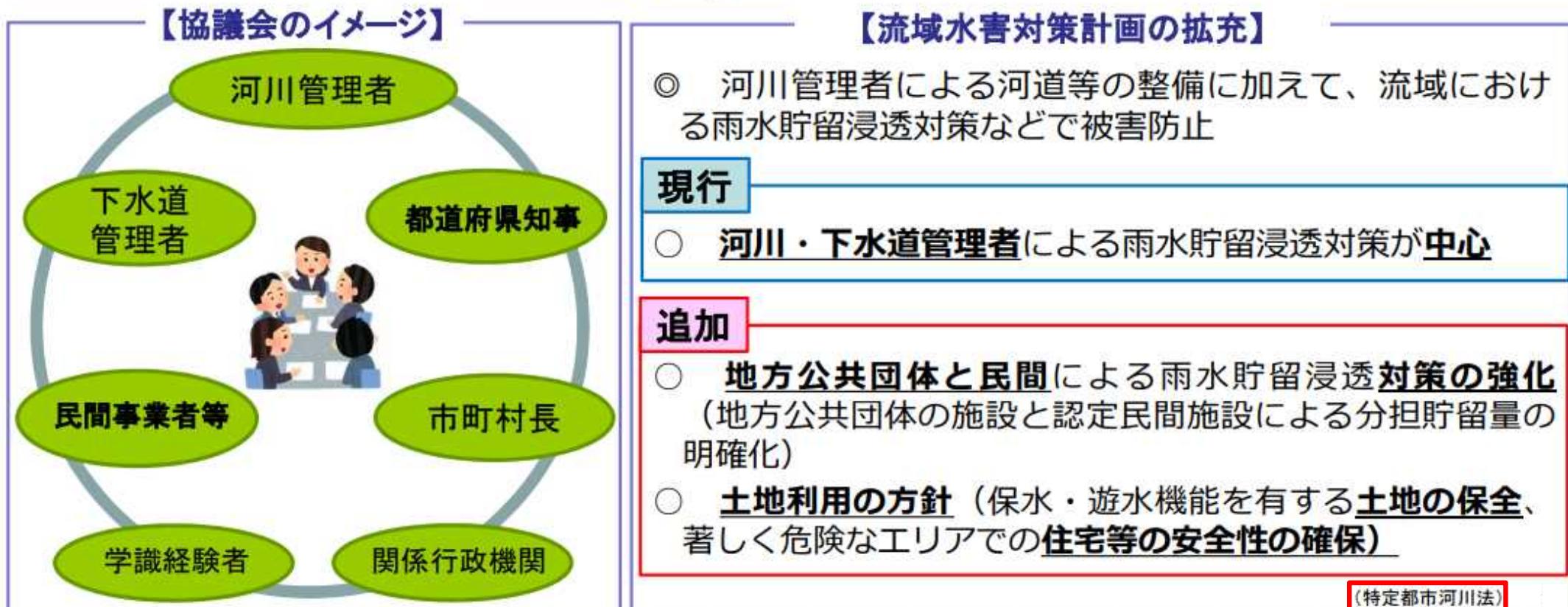
- 計画策定の対象河川に、市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、自然的条件により被害防止が困難な河川※を追加（全国の河川に拡大）

※バックウォーター現象のおそれがある河川、狭窄部の上流の河川等

(特定都市河川法)

(2) 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

- 国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し（協議会）、雨水貯留浸透対策の強化、浸水エリアの土地利用等を協議
- 協議結果を流域水害対策計画に位置付け ➡ 様々な主体が流域水害対策を確実に実施



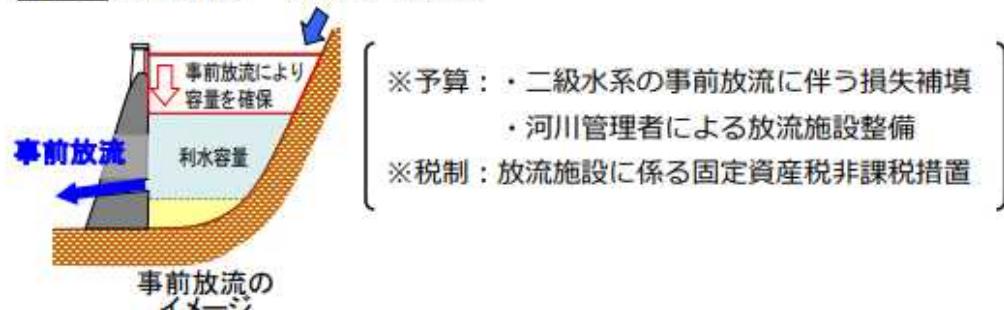
(特定都市河川法)

2. 水害を防ぐための対策 【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

(1) 河川・下水道における対策の強化

◎ 中長期的計画に基づく堤防整備等のハード対策を更に推進(予算)

- 河川管理者、利水者（電力会社等）等で構成する法定協議会を設置。利水ダムの事前放流の拡大を協議・推進（河川法）



- 下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速（下水道法）

- 下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止（下水道法）

<下水道整備による浸水対策の例>



<樋門による逆流防止のイメージ>



(2) 流域における雨水貯留対策の強化

- 沿川の保水・遊水機能を有する土地を、貯留機能保全区域として確保（盛土行為等に対する届出義務と勧告）（特定都市河川法）

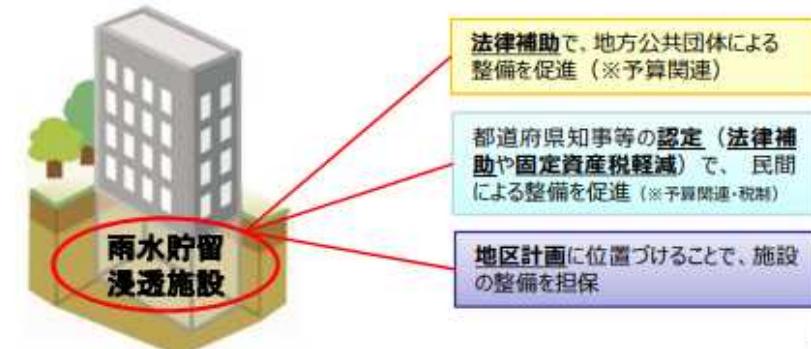


- 貯留浸透に資する都市部の緑地を保全し、水害の被害を軽減するグリーンインフラとして活用（都市緑地法）



- 認定制度、補助、税制特例、地区計画等を駆使して、官民による雨水貯留浸透施設の整備を推進（特定都市河川法、下水道法、都市計画法）

<雨水貯留浸透施設整備のイメージ>



3. 被害対象を減少させるための対策

【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫

① 浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認 (特定都市河川法)

- 浸水被害の危険が著しく高いエリア

- 都道府県知事が指定

- 個々の開発・建築行為を許可制に

(居室の床面の高さが浸水深以上、建築物が倒壊等しない安全な構造)

※平成30年7月豪雨では、死亡者の多くが住宅で被災

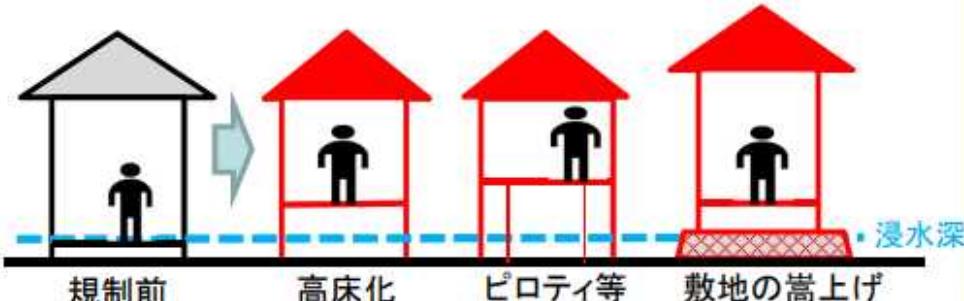


浸水被害の危険が著しく高いエリアのイメージ

② 地区単位の浸水対策を推進 (都市計画法)

- 地域の実情・ニーズに応じたより安全性の高い防災まちづくり

- 地区計画のメニューに居室の床面の高さ、敷地の嵩上げ等を追加



③ 防災集団移転促進事業を拡充し、危険なエリアから安全なエリアへの移転を促進 (防集法) (※予算関連)

- 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充

【現行の区域】 災害が発生した地域・災害危険区域

【追加】 浸水被害防止区域のほか、地すべり防止区域

急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域を追加

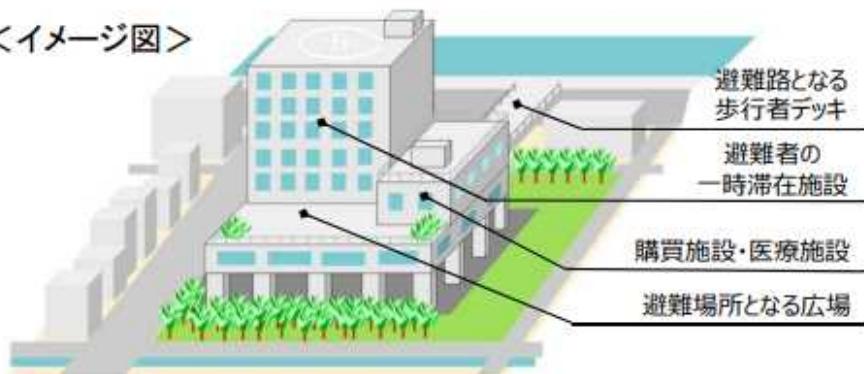
- 事業の担い手を都道府県・URに拡充

{ ①都道府県による事業の計画策定
②URによる事業の計画策定・事業実施の本来業務化 }

④ 災害時の避難先となる拠点の整備 (都市計画法)

- 水災害等の発生時に住民等の避難・滞在の拠点となる施設を都市施設として整備 (※予算関連)

<イメージ図>



特定都市河川の指定要件の見直し～地方部を含む全国の河川に拡大～

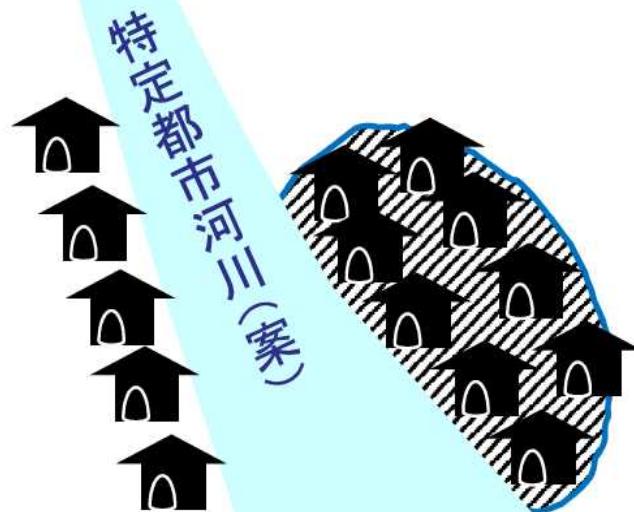
- 気候変動の影響による降雨量の増加により、現行の特定都市河川の指定要件^(※)である「市街化の進展」以外の自然的条件等の理由により浸水被害防止が困難な河川において、従来想定していなかった規模での水災が頻発。^(※)現行の特定都市河川の指定要件 = 河道整備等による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な河川
- これらの河川についても**特定都市河川法の指定対象**とし、流域一体となった浸水被害対策を講ずる必要。

【改正概要】

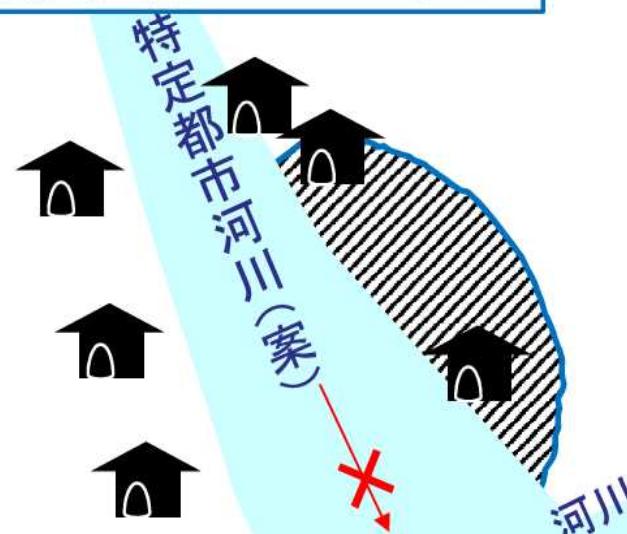
特定都市河川の指定要件に、「接続する河川の状況」又は「河川の周辺の地形等の自然的条件の特殊性」により河道等の整備による浸水被害の防止が困難な河川を追加

指定候補河川のイメージ(①から③のいずれか)

①市街化の進展



②接続する河川の状況



③周辺地形その他の自然的条件



特定都市河川法の制度・施策等

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、**整備を加速化する**

- ・河道掘削、堤防整備
- ・遊水地、輪中堤の整備
- ・排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間**による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、**補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等**を創設

- ・対象：民間事業者等
- ・規模要件： $\geq 30m^3$ （条例で0.1- $30m^3$ の間で基準緩和が可能）

②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる
・対象：地方公共団体



雨水浸透阻害行為の許可

田畠等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることがないよう、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付ける**

- ・対象：公共・民間による $1,000m^3$ 以上 の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定できる

- ・指定権者：都道府県知事
- ・都市計画法上の**開発の原則禁止**(自己用住宅除く)
- ・住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制**とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の**安全性を事前許可制とする**



浸水被害防止区域における
居住誘導・住まいづくりの工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定できる

- ・指定権者：都道府県知事等
- ・盛土等の行為の**事前届出を義務化**
- ・届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**が可能



貯留機能を有する土地のイメージ

新規
事項

流域治水関連法(特定都市河川の指定拡大)による流域対策の推進

- 全国の一級水系・二級水系を対象に、特定都市河川の指定拡大を目指す。
- 特定都市河川の指定後、速やかに「流域水害対策計画」※を策定し、流域の公共・民間によるハード・ソフトの取組を計画的に実行するため、都道府県による計画策定を支援。

※特定都市河川浸水被害対策法第4条第1項の規定に基づき河川管理者・地方公共団体が共同して作成

背景・課題

- 流域治水関連法に基づき、特定都市河川の指定を全国に拡大する必要。
- 指定後、浸水被害防止区域、貯留機能保全区域、貯留浸透施設等、実効性の高い対策を含む流域全体の計画を策定するためには、流出・氾濫解析や関係者との協議・調整等、多大な調査・検討をする。

特定都市河川の指定

全国の河川へ指定を拡大

流域水害対策協議会の設置

目標設定、対策等の調査・検討

流域水害対策計画の作成

計画期間／対策の基本方針／目標降雨／当該降雨が生じた場合の浸水想定／河川の整備／河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備／下水道の整備／公共・民間による雨水貯留浸透施設の整備等／下水道のポンプ操作／浸水想定内の土地の利用／貯留機能保全区域の指定の方針／浸水被害防止区域の指定の方針／被害拡大の防止のための措置 等

関係者の協働により、計画に基づく「流域治水」を本格的に実践

新規事項

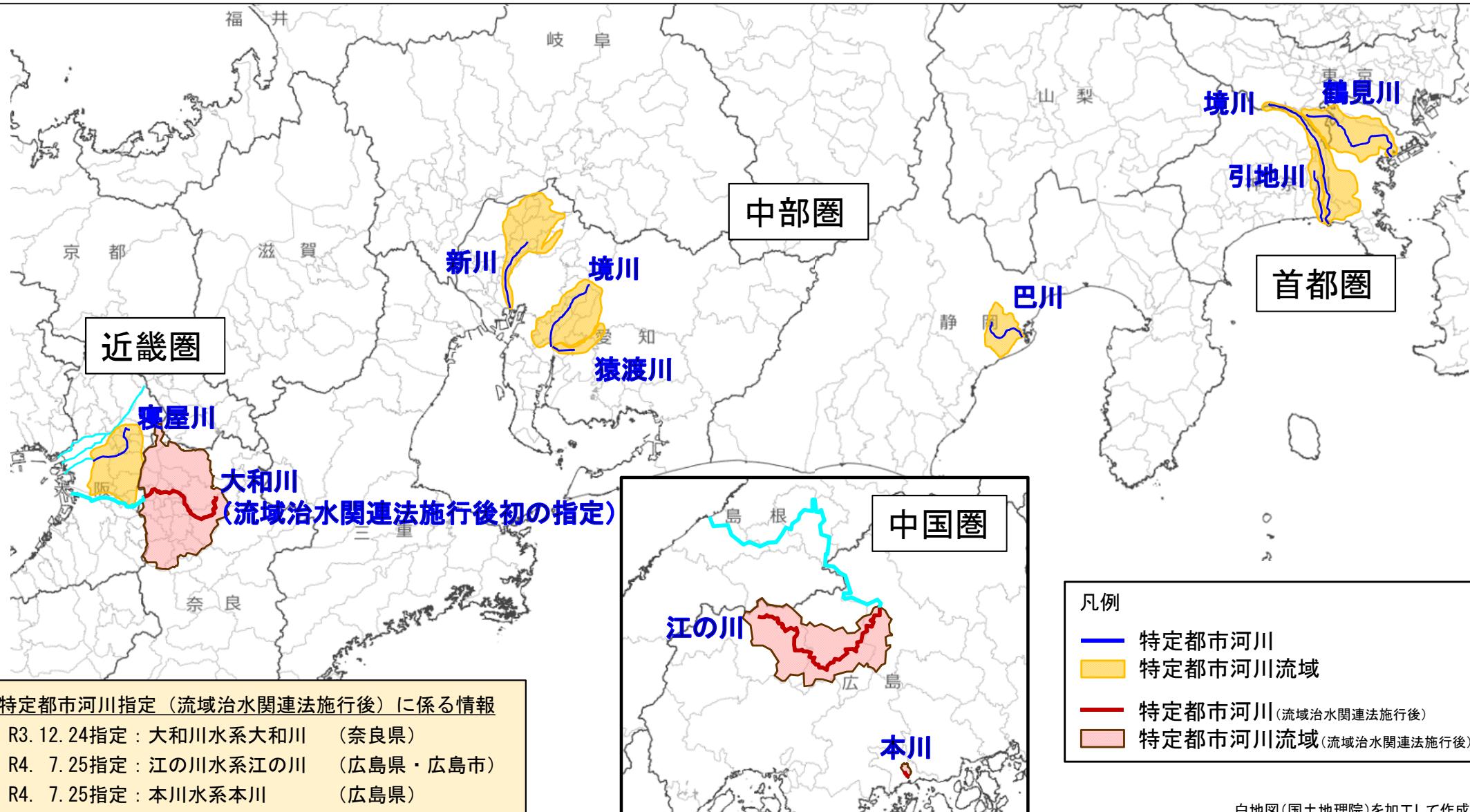
- 全国の一級・二級水系を対象に指定候補と流域水害対策計画策定のロードマップを公表(数百河川程度)。
- 流域水害対策計画作成事業を創設※し、都道府県が行う「流域水害対策計画」の作成に要する調査・検討費用を支援。

※特定都市河川浸水被害対策推進事業に当該事業を追加



特定都市河川の指定状況（令和4年度7月末時点）

- 「流域治水」の本格的な実践に向けて、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法の中核をなす**特定都市河川浸水被害対策法**に基づき、**特定都市河川の指定を全国の河川に拡大**
- 流域治水関連法施行後の**全国初の指定**となった大和川水系大和川等をはじめ、**11水系126河川**が指定されている



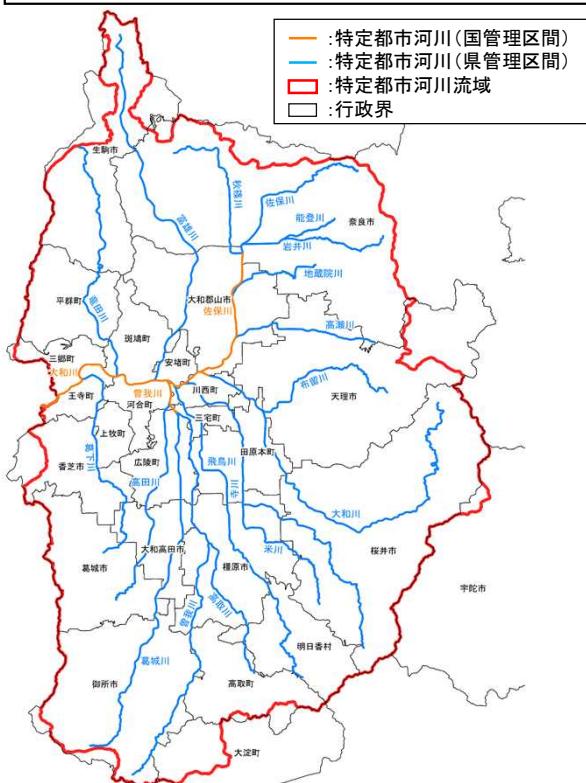
「流域治水」の本格的な実践に向けた大和川水系大和川等の特定都市河川への指定

大和川水系流域図



特定都市河川 R3.12.24指定

河川区間：大和川水系大和川他 計18河川
流域面積：712km²（流域内の市町村数 25）



大和川流域総合治水対策の推進 (S60～)

- 河川改修や水路改修等の推進
- 大和川流域における総合治水の推進に関する条例(奈良県)の施行
流域における新たな課題の解決に向けた取組の強化 (H30.4.1～)
総合治水の取組を体系的に実施
- 奈良県平成緊急内水対策事業に着手 (H30.5～)
喫緊の課題である内水浸水被害の解消に向け、市町村と連携し、対策に必要な貯留施設を整備



大和川流域総合治水対策協議会 (R3.7.19開催)
流域自治体より特定都市河川の指定を要望

特定都市河川に指定し、法的枠組みのもとで「流域治水」を強力に推進 ～流域治水関連法の施行後、全国初の指定～

ハード整備の加速化

河川整備の加速化

流域水害対策計画に基づく河道掘削や遊水地等の整備を加速化



流域における貯留・浸透機能の向上

貯留施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共や民間企業等による雨水貯留浸透施設の整備を促進

ため池の治水利用

既存ため池を治水に活用するための放流口の改修等を促進

公共・民間による対策への補助金、税制優遇等の制度を活用

雨水貯留浸透施設整備に対する主な支援
補助率の嵩上げ (補助率1/3⇒1/2)
固定資産税を1/6～1/2に軽減



高田土木事務所駐車場
地下貯留施設
(大和高田市栄町)



ため池治水利用
(天理市庵治町)

水害リスクを踏まえた土地利用

浸水被害防止区域の指定 貯留機能保全区域の指定

条例で指定する『市街化編入抑制区域』等を中心に区域の指定を検討

<浸水被害防止区域の指定による規制の例>

その土地で農業等を営む方の住宅の建築
⇒床面高さや構造安全の確保が必要となる

農地における食料品店や診療所の建築
⇒原則、開発禁止となる※

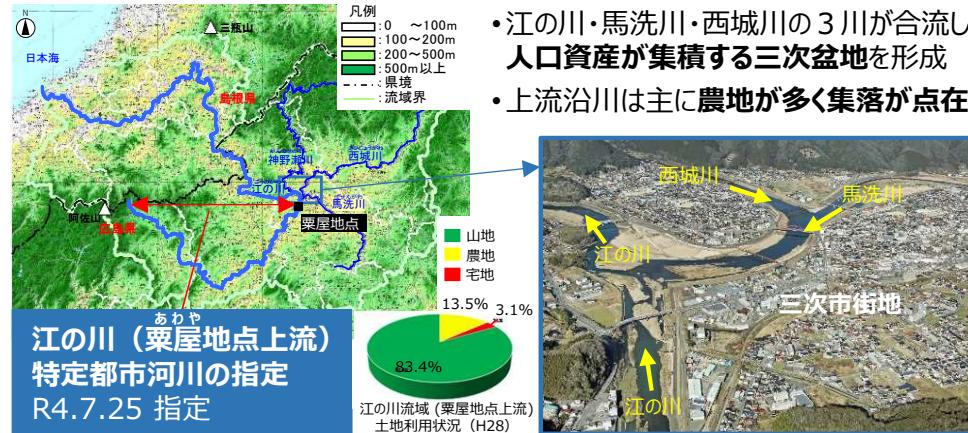
※R4.4.1改正都市計画法施行後



市街化編入抑制区域※の指定状況
※市街化調整区域内の土地の区域であって、10年にわたり1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合において想定される浸水深が50cm以上の土地の区域

「流域治水」の本格的な実践に向けた江の川水系江の川等の特定都市河川への指定

江の川上流部（広島県）の特徴

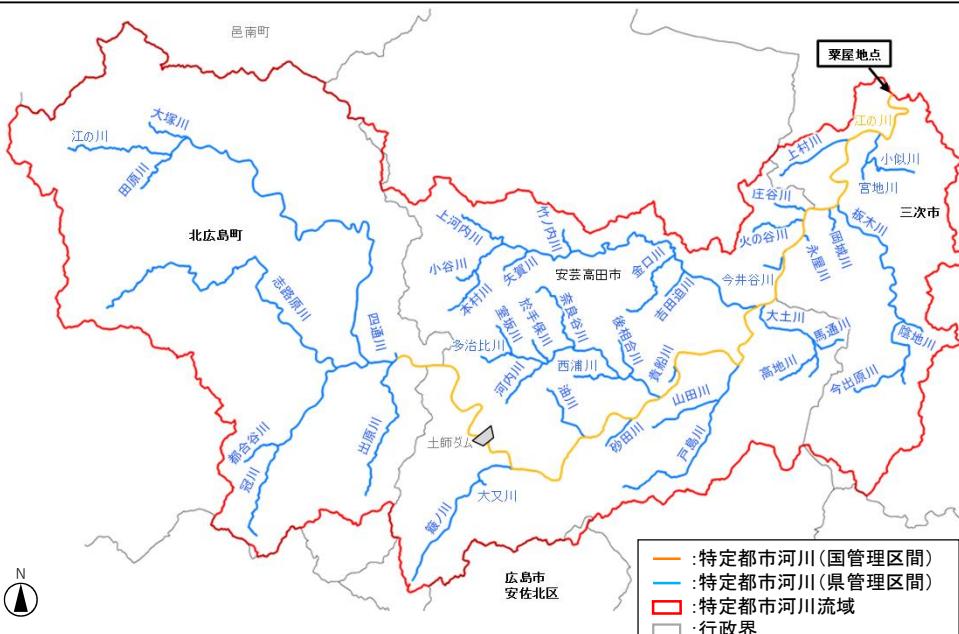


- 上流部では、R3.8豪雨により支川合流部等で甚大な被害が発生
- 中下流部（島根県域）まで狭窄部地形が続き、狭窄部の解消は困難、上下流バランスを踏まえ下流に影響を及ぼす整備には長期間を要する

河道等の整備のみでは早期の浸水被害解消が困難であり、
特定都市河川の指定により、「流域治水」を本格的に実践

河川区間：江の川水系江の川他 計43河川

流域面積：670km²（三次市、安芸高田市、北広島町、広島市の各一部）



近年の水害、気候変動による激甚化・頻発化を踏まえた「流域治水」の取組強化

- R3.3 江の川水系 流域治水プロジェクト策定・公表
- R3.8 前線性豪雨により、江の川支川多治比川の決壊や内水を含め、浸水30箇所、浸水戸数603戸の甚大な被害が発生
(上流部ではH30,R2にも浸水被害が発生)
- R3.11 改正特定都市河川浸水被害対策法の施行
(特定都市河川を全国の河川に拡大)
- R4.3 特定都市河川指定に向けて関係者間で合意

床上	床下
105戸	126戸

R3.8豪雨
多治比川
吉田地区の
浸水状況



江の川上流
治川自治体と
国土交通省・
広島県との
意見交換会
(R4.2.16)



法的枠組み（特定都市河川制度）を活用した「流域治水」の本格的実践

【流域治水対策の方針】

- 支川合流部や狭窄部等の水害リスクの高い地域を有する地形特性を踏まえ、
 ①流出抑制対策やまちづくりと一体となった河川整備・内水対策を集中的に実施
 ②流域の貯留機能を最大限に保全・活用
 等により、**特定都市河川流域全体の取組により、安全度を早期に向上させる**

① 流出抑制対策やまちづくりと一体となった河川整備・内水対策を集中的に実施

- ・安芸高田市中心部を流れる多治比川等において、開発等に伴う流出の抑制や土地利用規制等とあわせて実施するハード整備への予算を重点化

特定都市河川浸水被害対策推進事業等の活用
開発等に伴う流出増への対策の義務化
(雨水浸透阻害行為の許可)
リスクの低い地域への居住誘導・住まい方の工夫
(浸水被害防止区域の指定)

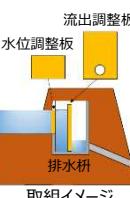
② 流域の貯留機能を最大限に保全・活用

- ・開口部等の貯留機能を発揮している土地を保全
- ・水田に降った雨をゆっくりと排水する「田んぼダム」を推進
- ・流域内の既存ため池の治水活用を検討 等

貯留機能を有する土地への盛土等に対する勧告等
(貯留機能保全区域の指定、指定した土地の減税)

雨水貯留施設に対する補助率嵩上げ・減税
(補助率1/3→1/2, 固定資産税1/6~1/2に軽減)

断面イメージ



江の川・多治比川合流部
(安芸高田市吉田地区)

ため池治水利用モデル地区
(三次市)

令和4年度「田んぼダム」実証調査エリア
(安芸高田市吉田町可愛地区)

本川水系本川を特定都市河川に指定します

～中国地方初となる特定都市河川に指定～

広島県では、令和3年11月1日に施行された改正特定都市河川浸水被害対策法に基づき、令和4年7月25日に、竹原市を流れる二級河川本川水系本川について、特定都市河川に指定します。

- 気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現を図る「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号。通称「流域治水関連法」)が令和3年5月10日に公布され、同年11月1日に全面施行となりました。
- 流域治水関連法は、流域治水に係る9つの法律が一体的に改正され、ハード・ソフト一体で総合的かつ多層的に流域治水対策を進めるための法的枠組みとなっており、特定都市河川浸水被害対策法(以下「法」という。)は、その中核をなすものです。
- この度、平成30年7月豪雨等において大規模な浸水被害が発生した本川水系本川を、法第3条に基づき、中国地方では初となる特定都市河川の指定を行いますのでお知らせします。
- 特定都市河川の指定に伴い、法第30条に基づき、一定規模以上の開発等に伴う雨水浸透阻害行為に関しては、広島県知事の許可が必要になります。
- また、今後、法第7条に基づく流域水害対策協議会を組織し、河川管理者や下水道管理者、関係自治体等と共同して浸水被害の防止を図るための対策に関する計画(流域水害対策計画)を定め、浸水被害対策を総合的に推進して参ります。

(添付資料)

別紙 「流域治水」の本格的実践に向けて本川を特定都市河川に指定

本川流域の概要

- ・本川流域は、広島県沿岸部のほぼ中央に位置し、竹原市街地を貫流し瀬戸内海に注ぐ二級河川
- ・流域の平地部は既成市街地が広がっており、下流部左岸工リアには町並み保存地区

近年の浸水被害発生状況

- ・令和3年7月の豪雨により、河川や内水の氾濫により、床上浸水90戸、床下浸水166戸の甚大な浸水被害が発生
- ・平成30年7月豪雨においても、床上浸水172戸、床下浸水94戸の甚大な浸水被害が発生



本川の特定都市河川への指定

H30.7 平成30年7月豪雨により、床上浸水172戸、床下浸水94戸の甚大な浸水被害が発生

R3.7 令和3年7月の豪雨により、床上浸水90戸、床下浸水166戸の甚大な浸水被害が発生

R3.11 改正特定都市河川浸水被害対策法の施行 (流域治水の本格的な実践)

R4.3 「令和3年豪雨 改良復旧プロジェクト」策定・公表

R4.3 「流域治水プロジェクト」策定・公表

R4.4 浸水対策重点地域緊急事業に着手

R4.7.25 (予定) 本川を特定都市河川として指定

本川流域では、平成30年7月豪雨及び令和3年7月の豪雨において、河川及び内水の氾濫により甚大な浸水被害が発生したことから、浸水被害軽減のための河川整備や内水対策を実施するとともに、特定都市河川に指定し、法的枠組みのもとで、雨水流出増加の抑制や流域の貯留・浸透機能の向上、水害リスクを踏まえた土地利用など、流域一体となって「流域治水」を本格的に実践し、早期に地域の安全性の向上を図ります。

東北地整管内における検討状況

釧廻堂川流域水害対策検討会の設立について

開催目的・概要

- 令和元年度東日本台風をはじめとした台風や集中豪雨による洪水により、たびたび浸水被害が発生し、地元からも、治水事業・流域治水の取組の推進について要望がある釧廻堂川流域において、「流域治水」の取組をさらに加速することを目的に釧廻堂川流域水害対策検討会を令和4年3月11日に設立。
- 第1回検討会では、釧廻堂川流域の地形的特性や被害特性、各市町村における既往洪水の被害概要や現在実施している治水対策等について共有を図るとともに、流域治水の取組を更に加速させるため、特定都市河川についての検討など、対策の方向性を確認した。

第1回 検討会概要

- 日 時：令和4年3月11日(金)
- 開催時刻：10:00～12:00
- 場 所：WEB会議（福島河川国道事務所3F）
- 出 席 者
(委員長) 日本大学 工学部 朝岡 良浩 准教授
(委 員) 須賀川市・白河市・鏡市町・矢吹町・天栄村
西郷村・泉崎村・福島県・福島河川国道事務所
担当課長29名が出席※
(※河川関係 都市計画関係 下水道関係 農林関係担当者が出席)
- 会議内容
(議 事) 釧廻堂川流域水害対策検討会規約（案）について
釧廻堂川流域の概要・経緯について
釧廻堂川における流域治水の展開
(日本大学 工学部 朝岡 准教授講演)
釧廻堂川流域の現状を踏まえた対策の方向性意見交換

検討会（WEB会議）の開催状況



主な意見

- 特定都市河川の指定に辺り、流域の住民、関係団体等への説明は必須であり、市町村毎、地域毎に説明会を行って頂きたい。
また、説明の際は、流域治水の概念、雨水貯留施設等のハード対策の効果をわかりやすく示してほしい。
- 雨水阻害行為の許可業務に関する広報について、住民や関係団体等に説明を行い、理解を得た上で指定に向けた手続きを進めほしい。
- 許認可事務は、特定都市河川指定範囲が市町村を跨ぐこともあり、統一した技術的な判断基準が必要であるため、広域的な事務を行える国もしくは県で対応して頂きたい。

流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践(2/4)

- 本支川合流部や狭窄部等を有する浸水リスクの高い地域(特定都市河川流域)における早期の浸水被害軽減のため、土地利用規制と合わせて実施する遊水地・二線堤等のハード対策に集中的に投資するための新規事業を創設。

特定都市河川浸水被害対策推進事業 (個別補助事業) の創設

既存の交付金・個別補助事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた都道府県・市町村・民間事業者等が実施する事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。

<交付金事業※1>

<個別補助事業>

流域治水対策河川事業

総合治水対策特定河川事業

総合内水対策緊急事業

河川・下水道一体型豪雨対策事業

調節池整備事業

個別補助事業
への移行事業の
一部切り出し

特定都市河川浸水被害対策推進事業

	河川対策	流域対策
事業メニュー	河道掘削、堤防整備、遊水地の整備、輪中堤の整備、排水機場の機能強化等	雨水貯留浸透施設※4、二線堤の整備等
実施主体	河川管理者	都道府県、市町村、民間事業者等
国庫補助率	1/2 (個別補助事業) ⇒ 1/2 (個別補助事業)	

※1 この他、特定都市河川で実施する事業を一部切り出す事業もある

※2 特定都市河川で実施する事業を切り出し、それ以外の事業は継続して実施

流域治水整備事業（国直轄事業）の創設

既存事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた国直轄事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。

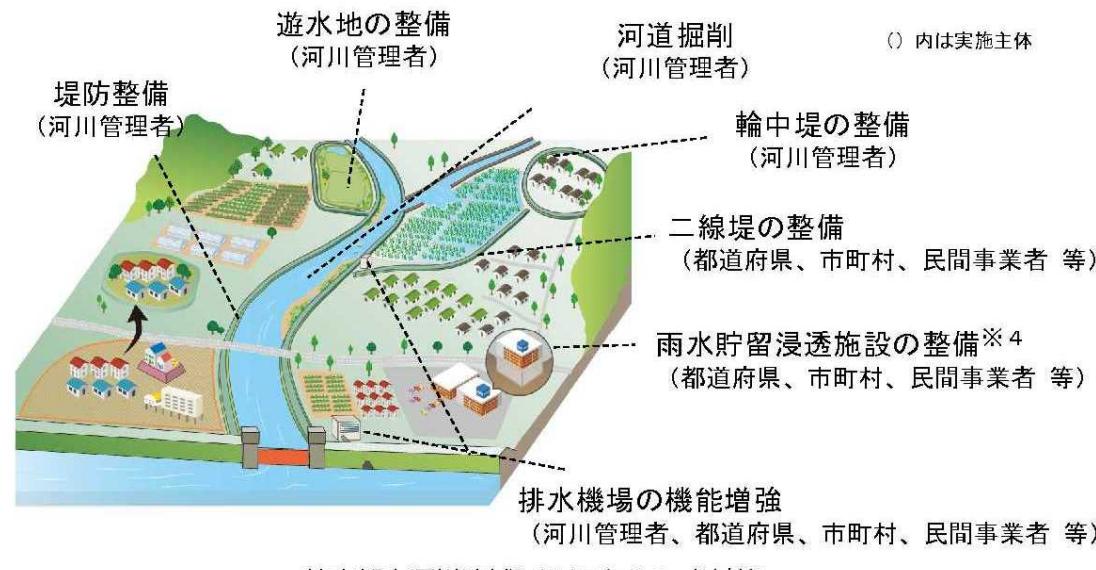
総合治水対策特定河川事業※3

総合内水緊急対策事業※3

土地利用一体型水防災事業※3

事業の発展的統合
流域治水整備事業

※3 令和3年度以前に採択された事業は令和4年度以降も継続



※4：雨水貯留浸透施設の整備（R3年度に制度拡充）

実施主体：市町村、都道府県、民間事業者等 国庫補助率：1/2

その他支援：民間事業者等が整備する場合の固定資産税の減税

（課税標準を1/6～1/2の範囲で条例で定める範囲の割合とする）

雨水貯留浸透施設の整備に係る支援制度

○地方公共団体のみならず、**民間による雨水貯留浸透施設の整備を促進**

○特に、特定都市河川流域における公共・民間の雨水貯留浸透施設の整備に係る支援制度を強化

雨水貯留浸透施設の例

①平時の利用(例:テニスコートとして)を可能とする事例

【平常時】



【出水時】



②敷地内の地下に貯留施設を設置した事例



予算・税制上の支援 (地方公共団体、民間事業者等ともに対象)

<通常の支援> (R3.4~)

予算: 国の補助率: 1/3 但し、民間企業等が実施する場合は地方公共団体が助成する額の1/2

<特定都市河川流域の支援> (R3.11~)

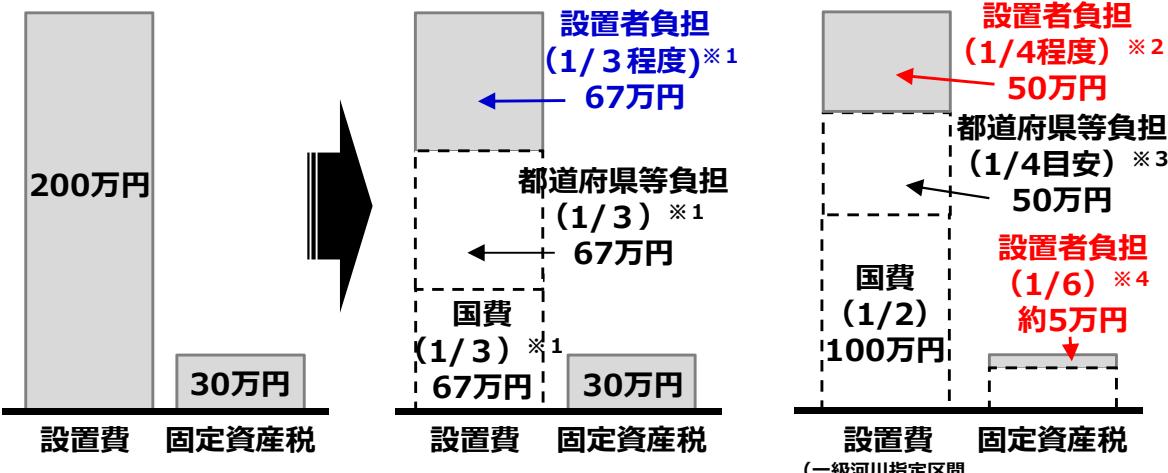
予算: 国の補助率: 1/2

税制: 固定資産税の課税標準を市町村の条例で定める割合*に軽減
※1/3を参考して、1/6~1/2の範囲

[支援無]
負担総額 230万円

[通常の支援]
最小約97万円程度

[特定都市河川流域での支援]
最小約55万円程度



注) 試算上の金額は全て仮の金額です
また、支援の適用に当たっては施設の規模等の要件があります

*1 国の補助金を最大限活用した場合（地方公共団体が設置費の2/3を助成する場合）としています

*2 一級河川の指定区間又は二級河川の区間に設置される場合の国の補助は1/4を目標に都道府県等が負担する場合に限るものであり、この場合、**設置者負担は1/4程度**となります

*3 都道府県等の負担分は、**負担額の5割について特別交付税措置を講じること**としています

*4 1/6課税標準とした場合（参考標準：1/3、1/6~1/2の範囲で条例で定める割合）としています

地方公共団体が管理する河川等に対する支援(地方債の活用事例)

○地方公共団体が単独で実施する「防災・減災、国土強靭化対策」および「公共施設等の老朽化対策」を推進するため、地方債制度により、国土交通省と総務省が協調して支援を実施。

防災・減災に資する河川改修等

緊急自然災害防止事業債

【事業期間】

令和3年度～令和7年度

【地方財政措置】

起債充当率100% 交付税措置率70%

【主な要件等】

地方単独事業として実施される事業のうち以下のもの

○国庫補助の要件を満たさない河川改修等

- ・総事業費10億円未満の一級、二級河川の改修

- ・総事業費4億円未満の準用河川の改修

- ・普通河川の改修

など

○流域治水プロジェクトに位置づけられた流域対策

- ・雨水貯留浸透施設の整備、二線堤の築造

- ・移動式排水施設の整備

など

Before



普通河川における活用事例

After



移動式排水施設の整備

計画的な維持管理のための浚渫

緊急浚渫推進事業債

【事業期間】

令和2年度～令和6年度

【地方財政措置】

起債充当率100% 交付税措置率70%

【主な要件等】

地方単独事業として実施される事業のうち以下のもの

○一級河川、二級河川、準用河川、及び普通河川における緊急的に実施される浚渫

Before



After

Before



After

河川管理施設の老朽化対策

公共施設等適正管理推進事業債

【事業期間】

令和4年度～令和8年度

【地方財政措置】

起債充当率90% 交付税措置率30～50%

【主な要件等】

地方単独事業として実施される事業のうち以下のもの

○排水機場、水門、樋門・樋管等の機能に致命的な影響を与えない部分の改修

○樋門・樋管等において国庫補助の要件を満たさない規模(事業費が概ね5千万円未満)の改修・更新

○護岸・堤防の改修

○ダム本体及び周辺施設等において国庫補助の要件を満たさない規模(事業費が概ね4億円未満)の改修・更新

Before



After

災害復旧事業においても、流域治水の考え方に基づき流域全体で水災害リスクを低減する対策が推進するため、河川管理者が「流域治水型災害復旧（流域治水型の原形復旧）」を実施できるようになった。

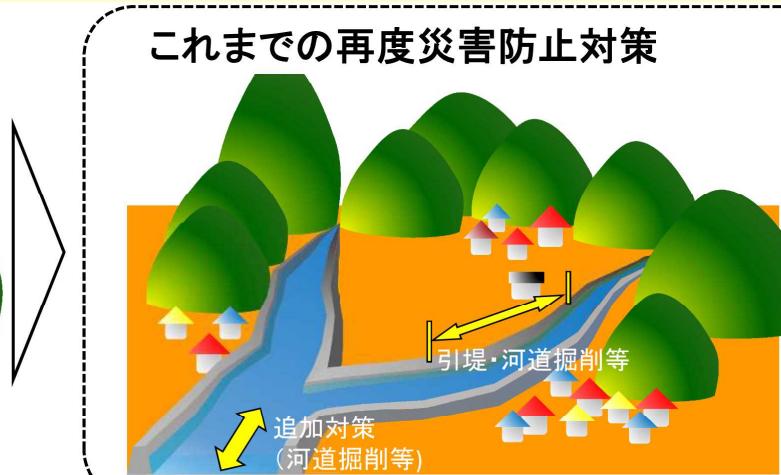
「流域治水型災害復旧」の実施に関連し、都市機能の安全なエリアへの移転促進のため、誘導施設・準誘導施設のまちなか移転を支援するメニュー（復興促進事業）を創設。



低い堤防が越水・
決壊し、浸水



これまでの再度災害防止対策



河川管理者が実施

被災水位に対応して
堤防の嵩上げ、引堤、河道掘削
により背後地全体の浸水を防ぐ
(災害復旧事業又は改良復旧事業で実施)



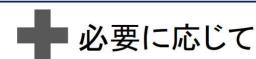
下流への負荷を考慮した追加対策を実施
(追加の河川事業で実施)

新たな再度災害防止対策 (流域治水型災害復旧制度)



河川管理者が実施

輪中堤又は遊水地の整備により、
遊水機能を確保しつつ家屋浸水を防ぐ



必要に応じて

市町村・民間事業者が実施 被災エリアから都市機能誘導区域へ誘導施設・準誘導施設を移転

国による支援(復興促進事業)

(市町村への補助)事業費の1/2

(民間事業者等への補助)

補助対象事業費※の2/5

かつ地方公共団体負担の範囲内

防災・減災対策等強化事業推進費の枠内で支援
(流域治水型災害復旧により節減される事業費を下回る範囲内)

※設計費、土地整備費、公共の用に供する敷地に相当する部分の用地取得費、
共同施設整備費、専有部整備費の23%、負担増分用地費の23% 等

誘導施設・準誘導施設（下線部が準誘導施設）

- ・医療施設(病院、診療所、調剤薬局等)
- ・社会福祉施設(特別養護老人ホーム等、デイサービスセンター等)
- ・教育文化施設(認定こども園、小学校等)
- ・子育て支援施設(乳幼児一時預かり施設等)
- ・金融施設(郵便局、銀行等)
- ・商業施設(スーパーマーケット等)

ただし、市町村が作成する立地適正化計画への位置づけ(見込み含む)、都市再生整備計画への位置づけ等が必要
金融施設・商業施設については各種条件あり

住宅の移転については、がけ地近接等危険住宅移転事業等で支援

都市防災総合推進事業の概要

避難地・避難路等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

○ 都市防災総合推進事業の概要 事業主体：市町村、都道府県 等

事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1／3
②盛土による災害防止のための調査	・盛土等に伴う災害の発生の恐れがある区域の把握のために必要な調査	1／3
③住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1／3
④事前復興まちづくり計画策定支援	・事前復興まちづくり計画策定	1／3
⑤地区公共施設等整備	・地区公共施設(避難路、避難地(避難地に設置する防災施設を含む)) ・地区緊急避難施設(指定緊急避難場所(津波避難タワー、避難センター等)、避難場所の機能強化(防災備蓄倉庫、非常用発電施設、感染症対策に資する設備等))	用地：1／3 工事：1／2 ※1
⑥都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	調査 1／3 工事 1／2
⑦木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	1／3
⑧被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設、地区緊急避難施設	1／2
激甚災害被災地 等※2	・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1／3

※1：南海トラフ特措法又は日本海溝・千島海溝特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置づけられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率2／3

※2：地域防災計画や市町村マスターPLAN等の上位計画に記述された事前復興の取組内容を踏まえた事前復興まちづくり計画を策定しており、当該計画に基づく事業を実施する市町村

○ 地区要件

施工地区	<事業メニュー① ③～⑤> 災害の危険性が高い区域（浸水想定区域、土砂/津波/火山災害警戒区域（地域）等）を含む市街地、大規模地震発生の可能性の高い地域※3、重点密集市街地を含む市、DID地区
	<事業メニュー⑥> 大規模地震発生の可能性の高い地域※3、重点密集市街地を含む市、DID地区、三大都市圏既成市街地、政令市、道府県庁所在市
	<事業メニュー⑦> 重点密集市街地
	<事業メニュー⑧> 激甚災害による被災地 等 事前復興まちづくり計画に基づく事業を実施する市町村※2
	※3：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域



津波避難タワー



避難センター



備蓄倉庫



避難場所に向かう避難路



避難地となる公園



沿道建築物の不燃化

防災集団移転促進事業の概要

災害危険エリアにおいて、地域が一体となって居住に適当でない地域からの住居の集団的移転を促進することを目的とした、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等に対し事業費の一部を補助

【事業の概要】

施行者

市町村、都道府県（市町村からの申出に基づく）、都市再生機構（自治体からの委託に基づく）

移転元地（移転促進区域）

自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域（※）
 ※災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域

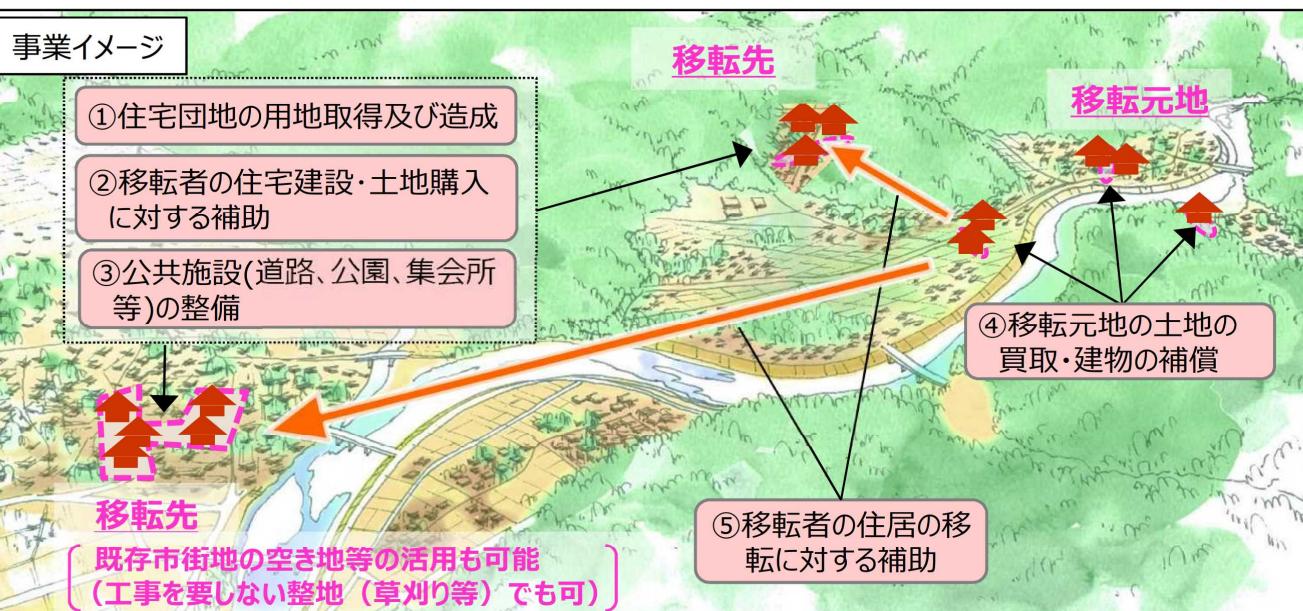
移転先（住宅団地）

5戸以上（※）かつ移転しようとする住居の数の半数以上
 ※ただし、災害ハザードエリア外からの移転については10戸以上

【国庫補助の対象となる主な経費】（補助率3/4）

- ① 住宅団地の用地取得及び造成
(住居の移転に関連して移転する要配慮者施設に係る土地の整備を含む。なお、分譲の場合は補助対象外。)
- ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助
(住宅ローンの利子相当額)
- ③ 住宅団地に係る公共施設の整備
- ④ 移転元地の土地の買取・建物の補償
(やむを得ない場合を除き、移転促進区域内のすべての住宅の用に供する土地を買い取る場合に限る。)
- ⑤ 移転者の住居の移転に対する補助
- ⑥ 事業計画等の策定に必要な経費（補助率1/2）

事業イメージ



補助基本額における財源内訳

国庫補助金 3/4

一般補助施設整備等事業債 (充当率90%)	一般財源
国庫補助金 3/4	一般財源

元利償還の80%を特別交付税措置

■：国の負担分 ■：地方の負担分 50%を特別交付税措置

※補助基本額には個別限度額、合算限度額あり。

※都道府県が実施する場合は、特別交付税措置対象外。

地方財政措置

- 1) 地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象（充当率90%）。その元利償還金の80%を特別交付税措置。
 ※事業計画等の策定に必要な経費の適債性に関しては、財政部局と協議すること。
- 2) 一般財源分についても50%を特別交付税措置。
 ※⑥事業計画等の策定に必要な経費についても同様。

③民間による雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度の創設

気候変動の影響による降雨量の増加を見据え、整備等に限界のある下水道浸水被害対策区域（※）において、地域関係者が一体となって雨水浸透や貯留に係る取組を一層促進するため、民間事業者等による雨水浸透・貯留に係る自主的な取組を積極的に誘導・後押しする必要

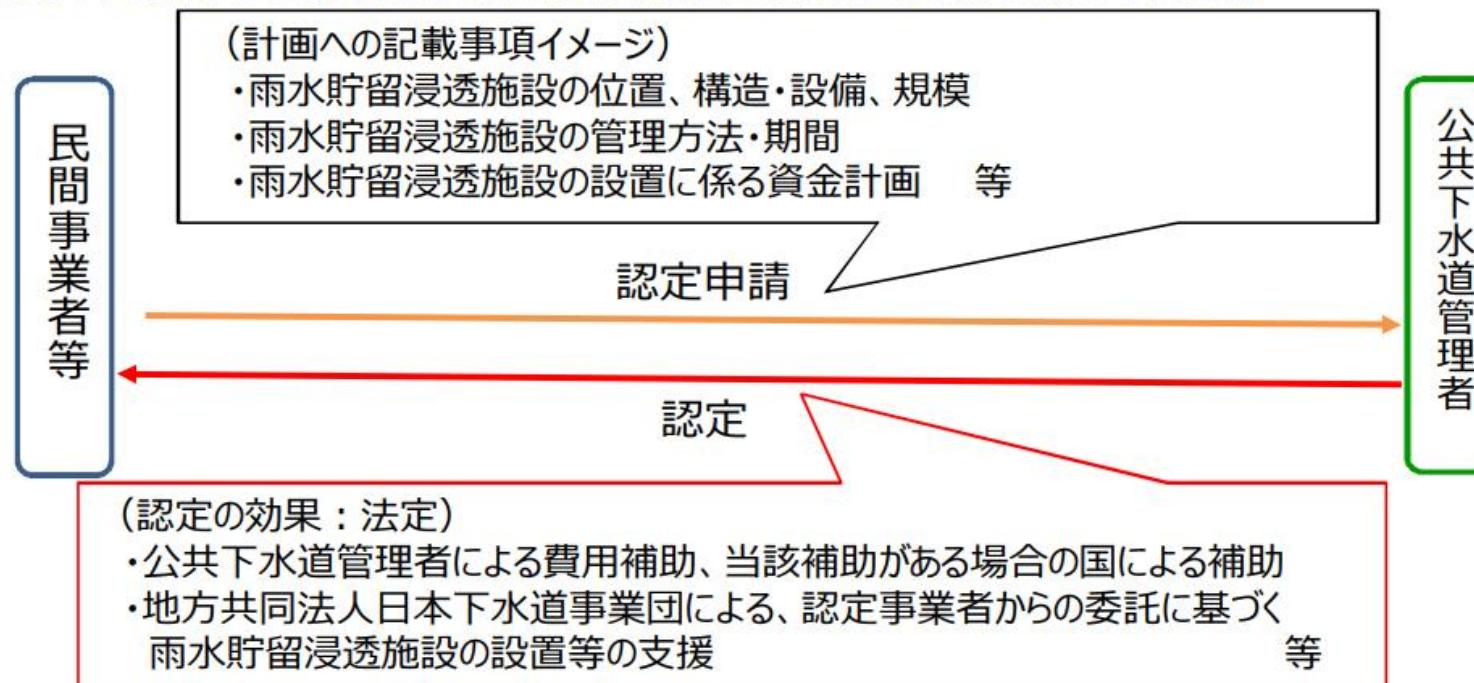
（※）排水区域のうち、都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域であって、当該区域における土地利用の状況からみて、公共下水道の整備のみによっては浸水被害の防止を図ることが困難であると認められるものとして公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める区域

【改正概要】

下水道浸水被害対策区域での民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度の創設

下水道浸水被害対策区域で民間事業者等が行う一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を充たした雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度を創設。認定事業者への施設整備費用に係る法定補助等を措置。

【民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る認定制度の概要】



雨水貯留浸透施設の整備イメージ

- 公共下水道の排水区域のうち、都市機能が集積し、下水道のみでは浸水被害への対応が困難な地域において、民間の協力を得つつ、浸水対策を推進するため、地方公共団体が条例で「浸水被害対策区域」を指定。
- 指定対象となる地域としては、例えば、地域の降水量や土地利用等の状況を踏まえ、浸水対策が必要な地域であって、道路などの公共空間の地下の利用が進んでおり、公共下水道の雨水貯留管等の設置が技術的に困難な地域、道路交通量が多く必要な公共下水道の工事の社会的影響が大きい地域、公共下水道の雨水貯留管等の整備よりも、再開発等にあわせて民間の雨水貯留施設を活用する方が費用対効果の高い地域などを想定しており、公共下水道管理者がこれらの観点から地域の実情を踏まえて判断されたい。（「水防法等の一部を改正する法律の一部施行等について」（平成27年7月21日国水政第24号及び国水下企第30号））

浸水被害対策区域の効果

局地的な大雨（ゲリラ豪雨）の頻発等により、早期に浸水安全度を向上させるニーズ

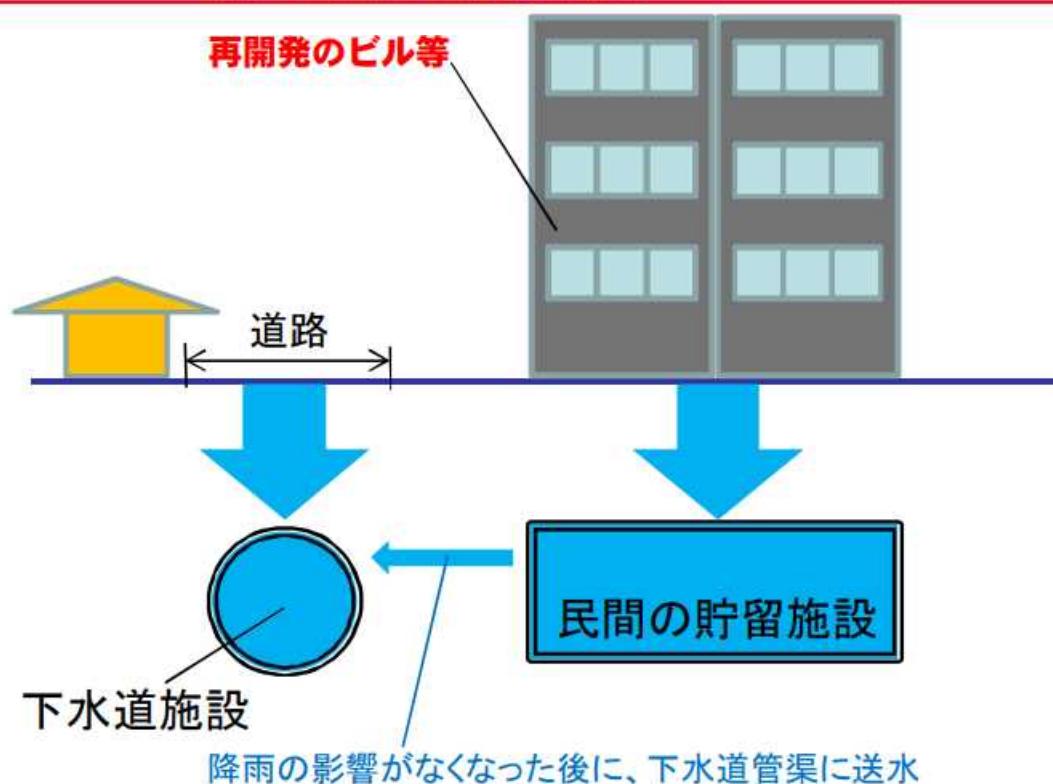
公共下水道管理者が、道路や公園等の公共用地の下に雨水貯留管等を整備しようとしても、公共用地等の地下にスペースがない

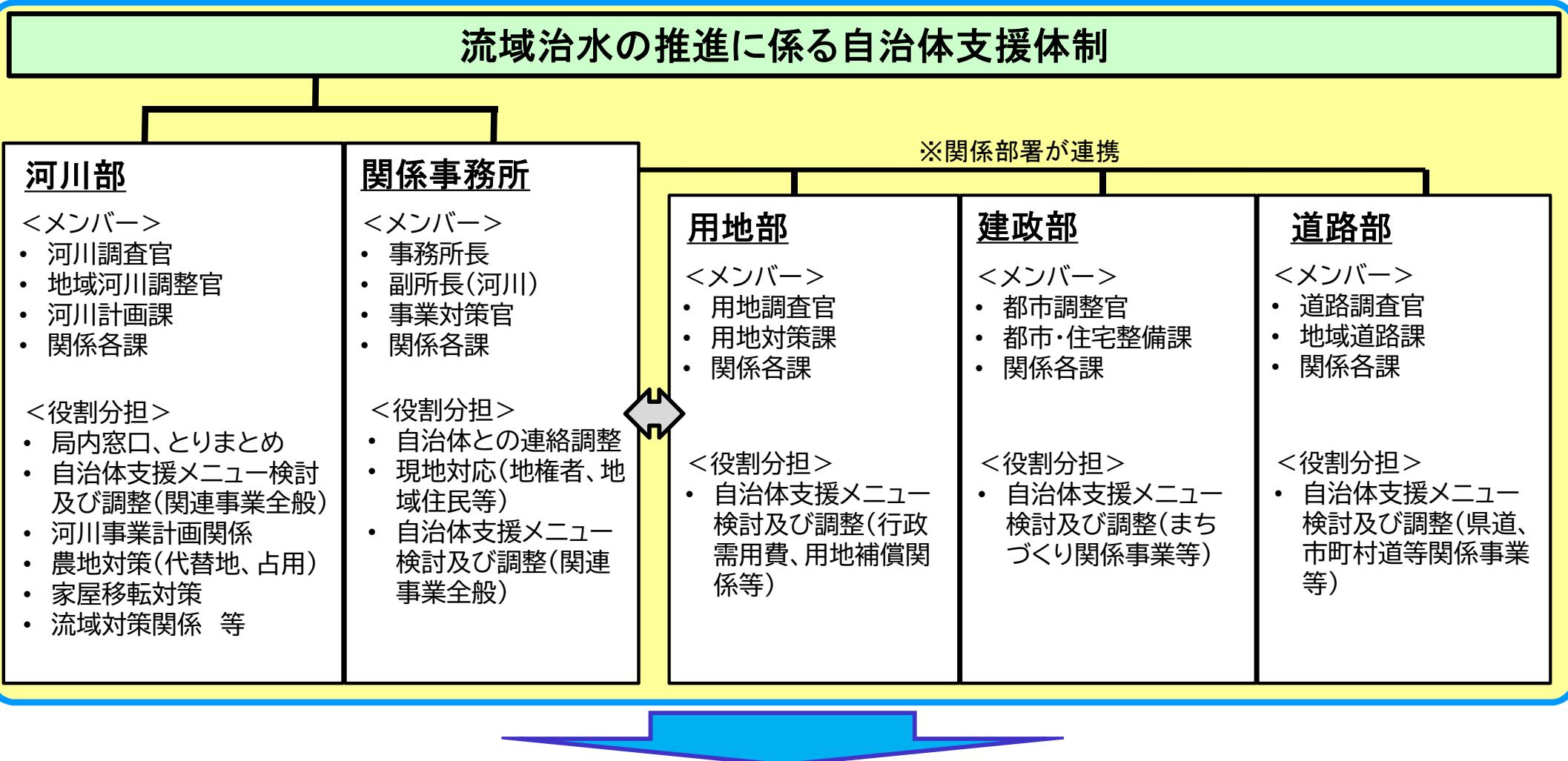
民間の再開発等にあわせて、「浸水被害対策区域」を指定

官民が連携して浸水対策を実施、早期に地域の浸水安全度を向上

官民連携した浸水対策のイメージ

再開発のビル等





流域治水の推進にあたり、関係自治体のニーズに応じて、
支援チームが一丸となって支援

【問合せ窓口】

TEL:022-225-2171

河川部 河川計画課 岩沢(E-mail: iwasawa-h82ac@mlit.go.jp)
大場(E-mail: ooba-f82ac@mlit.go.jp)